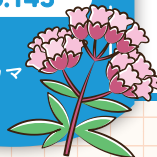




無料

メールマガジンの登録は  
こちらのホームページから

協会けんぽ三重 メールマガ 検索



# けんぽだより

## 協会けんぽ 2023 (令和5) 年度決算(見込み)のお知らせ

### 2023年度の決算(見込み)の概要

2023年度の決算は収入が11兆6,104億円、支出が11兆1,442億円、  
収支差は4,662億円で前年度から343億円の増加となりました。

収入・支出の主な内訳は以下のとおりです。

- 収入**
  - 保険料収入は2,577億円増加。賃金の増加が主な要因。
- 支出**
  - 保険給付費は1,993億円増加。加入者1人当たり医療給付費が増加したことが主な要因。
  - 高齢者医療への拠出金等は1,358億円増加。団塊の世代が後期高齢者になることにより拠出金額が増加したことが主な要因。



2023年度の収支は、収入・支出ともに前年度より増加しましたが、主たる収入である「保険料収入+国庫補助等」は2,995億円増加した一方、主たる支出である「保険給付費+拠出金等」は3,351億円増加しており、**支出の方が収入よりも伸びています。そのため、収支差は実質的には前年度より縮小していることに留意が必要です。**

その他の支出について、前年度に交付された国庫補助等の精算等による国への返還が生じなかったことにより、2023年度は前年度と比較して支出が683億円抑制されています。そのため、最終的には、収支差は、名目上、前年度より増加しています。

※詳しくは、協会けんぽのホームページをご覧ください。

### 2023年度決算(見込み) 医療分

(単位:億円)

|        |       |         |          |
|--------|-------|---------|----------|
| 収入     | 保険料収入 | 102,998 | (+2,577) |
|        | 国庫補助等 | 12,874  | (+418)   |
|        | その他   | 233     | (+16)    |
|        | 計     | 116,104 | (+3,011) |
| 支出     | 保険給付費 | 71,512  | (+1,993) |
|        | 拠出金等  | 37,224  | (+1,358) |
|        | その他   | 2,705   | (▲683)   |
|        | 計     | 111,442 | (+2,668) |
| 単年度収支差 |       | 4,662   | (+343)   |

※( )内は、対前年度比

※支出の「その他」は右図の「健診・保健指導経費」「協会事務費」「その他の支出」の合計

#### 保険給付費 64.2%

協会けんぽが医療機関に支払う費用や、傷病手当金等の支払いに要する費用

#### 高齢者医療への拠出金等 33.4%

高齢者の皆さまの医療費の一部を現役世代が負担しています。

#### 健診・保健指導経費 1.4%

協会事務費 0.6%

その他の支出 0.4%

#### 保険料収入 88.7%

被保険者・事業主の皆さまに納めていただいている保険料

収入  
約11.6兆円

支出  
約11.1兆円

#### 国からの補助金 11.1%

その他の収入 0.2%



**2023年度の決算は黒字額が増加しましたが、協会けんぽの財政は今後どのような見通しなのでしょうか？**



**協会けんぽの財政は、以下の理由から楽観を許さない状況です。**

- 団塊の世代が後期高齢者になることにより**高齢者医療への拠出金等の短期的な急増が見込まれ、その後も中長期的に高い負担額で推移することが見込まれること。**

※高齢者医療への拠出金等 2023年度:2兆1,900億円→2025年度:2兆5,300億円

- 協会けんぽ加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により**保険給付費の継続的な増加が見込まれること。**

※保険給付費 2023年度:7兆1,512億円→2028年度:7兆6,600億円

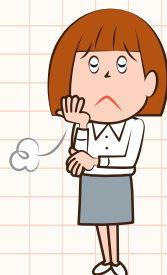


こうした状況を踏まえ、協会は、将来を見据えて、加入者の健康づくりに向けた取組を進めつつ、保険財政の持続可能性という観点から、各種医療費適正化対策にも取り組んでまいります。

令和6年度

# 被扶養者資格再確認にご協力ください

協会けんぽでは毎年度、**被扶養者資格の再確認**を実施しています。今年度も10月頃にご案内をお届けしますので、被扶養者となっている方の被扶養者資格をご確認のうえ、「**被扶養者状況リスト**」をご提出いただきますようお願いいたします。



「被扶養者資格再確認」  
ってなに？  
なんだか面倒なんだけど

まさか

こんなに大切な  
ことを知らんとは！

給付の適正化と、加入者の皆さまの  
保険料負担の軽減を目的として、  
被扶養者となっている方が現在も  
その資格を満たしているかを確認  
させていただくことであるぞ！



## ✓ 確認の対象となる方

令和6年4月1日時点で18歳以上の被扶養者  
(令和6年4月1日以降に被扶養者になった方を除きます)

## ✓ 書類送付時期

令和6年10月上旬から下旬にかけて順次発送

## ✓ 添付書類 (「被扶養者状況リスト」に添えてご提出ください)

- 被保険者と別居している被扶養者がいる  
→ 仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類
- 海外に在住している被扶養者がいる  
→ 海外特例要件に該当していることが確認できる書類



再確認の結果、被扶養者から外れる場合は、  
書類に同封の「被扶養者調書兼異動届」と該当する方の  
「健康保険証」を添付し、協会けんぽへ提出するでござる



## 令和5年度の実績(全国)

|                         |        |
|-------------------------|--------|
| 被扶養者から外れた人              | 約7.1万人 |
| 高齢者医療制度への<br>負担軽減額(効果額) | 約10億円  |

提出期限 令和6年11月29日(金)(予定)

相手(第三者)がいるケガや病気で健康保険を使う場合は、

## 「第三者行為による傷病届」をご提出ください

こんなときは届出が必要なのである！

- 交通事故にあった
- 他人の不注意によりケガをした  
(ゴルフ場で他人の打球にあたってケガをした、  
スキーやスノーボードで他人と接触してケガをした、など)
- 他人が飼育するペットにかまれた
- 不当な暴力や傷害行為を受けた



## どうして届け出ないといけないの？

第三者(他人)の行為によって生じたケガや病気の治療費は、本来は加害者が負担すべきものです。健康保険を使った場合、協会けんぽが一時的に立て替えて後日加害者に請求するため、加害者情報の届出が必要となるのです。



- ① 「第三者行為による傷病届」を提出
- ② 健康保険で保険診療を受ける



- ③ 健康保険が負担した医療費を請求
- ④ 医療費を支払う



## こどもチェック！

業務上(工作中)や通勤途中でのケガ・病気は、労災保険が適用されるのでござる。**協会けんぽではなく、労働基準監督署に相談でござる！**



## 負傷原因の照会にご協力をお願いします

健康保険を使った場合、「業務上のケガではないか」「通勤災害ではないか」「第三者によるケガではないか」の確認が必要なため、状況を照会させていただくことがあります。「負傷原因届」「第三者行為による傷病届」の提出にご協力ください。